

# 令和8年度 町民税・県民税の申告の手引き

## ■町民税・県民税の申告について

同封の申告書は、提出期限である**3月16日(月)まで**に必ず提出してください。  
※所得税の確定申告をされる方は、この町民税・県民税の申告は不要です。

### ◀町民税・県民税の申告が必要な方▶

- 令和8年1月1日現在、町内に住民登録があり確定申告が不要の方で、次の事項のいずれかに該当する方
  - 営業・農業・不動産などの所得のあった方
  - 給与所得者は、通常、申告の必要はありませんが、次の方は申告が必要です。
    - 勤務先から、町に給与支払報告書の提出がなかった方
    - 主たる給与のほかに、給与もしくは年金等の収入があった方
    - 給与所得以外に所得のある方で、年末調整を受けた給与以外の所得が20万円以下であり確定申告は不要の方（町民税・県民税については全ての収入について申告する必要があります。）
    - 給与所得のみで、令和7年の途中で就職又は退職した方（勤務先で年末調整をしていない方）
    - 医療費控除等の所得控除を受けようとする方
  - 公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要の方（町民税・県民税については全ての収入について申告する必要があります。）
  - 公的年金等の収入金額が400万円以下で、医療費控除等の所得控除を受けようとする方
- 収入がない方で、税法上の扶養親族となっていない方
- 令和8年度において、「所得・課税証明書」が必要な方
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入の方（16歳未満で収入のない方を除く。）とその世帯の世帯主の方

## ■町民税・県民税の申告受付と所得税の申告相談日

月日（曜日）	対象地区	申告相談会場・受付時間
2月16日（月）	石坂・鳩山団地	～会場～ 鳩山町役場 3階 305・ 306 会議室
17日（火）	松ヶ丘一・二丁目	
18日（水）	松ヶ丘三・四丁目	
19日（木）	楓ヶ丘一・二丁目	
20日（金）	楓ヶ丘三・四丁目	
24日（火）	鳩ヶ丘一・二丁目	
25日（水）	鳩ヶ丘三～五丁目	
26日（木）	大橋・奥田	
27日（金）	須江・竹本	
3月2日（月）	泉井・高野倉	
3日（火）	熊井	～受付時間～
4日（水）	小用	午前 9時～11時
5日（木）	大豆戸	午後 1時～3時30分
6日（金）	赤沼	
9日（月）	今宿	
10日（火）～13日（金）	上記で都合のつかない方	
16日（月）		

## ■申告にお持ちいただくもの

- 町民税・県民税申告書（同封）
- 本人確認書類（下記参照）
- 収入がわかる書類  
給与や公的年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書、収支内訳書及び事業収入・経費のわかる帳簿、個人年金の支払証明書など  
（収支内訳書は事前に必ず作成してきてください。）
- 控除を受けるための書類
  - ・社会保険料控除  
国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の領収書、支払証明書、納付額確認書
  - ・生命保険料・地震保険料控除  
生命保険料、地震保険料の控除証明書
  - ・障害者控除  
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書（65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方が対象。）
  - ・医療費控除  
医療費控除の明細書【内訳書】、医療費通知  
（「医療費控除の明細書」は事前に必ず作成してきてください。）

## ■本人確認書類について

- 本人確認書類については、下記の書類等を持参するか、郵送等で提出する場合は写しを添付してください。
- マイナンバーカード（個人番号カード）
  - 又は、
  - 番号確認書類（通知カード）及び身元確認書類（運転免許証など）

## ■給与所得の求め方

給与等の収入金額	給与所得金額	給与等の収入金額	給与所得金額
～650,999円	0円	3,600,000円～ 6,599,999円	(収入金額÷4※1)×3.2－440,000円
651,000円～ 1,899,999円	収入金額－650,000円	6,600,000円～ 8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
1,900,000円～ 3,599,999円	(収入金額÷4※1)×2.8－80,000円	8,500,000円～※2	収入金額－1,950,000円

※1 千円未満切り捨て

※2 収入金額・850万円超の場合、所得金額調整控除が適用される場合があります。

## ■公的年金等所得の求め方

区分	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (S36.1.1以前)	330万円未満	年金収入－110万円	年金収入－100万円	年金収入－90万円
	330万円以上 410万円未満	年金収入×0.75－27万5,000円	年金収入×0.75－17万5,000円	年金収入×0.75－7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	年金収入×0.85－68万5,000円	年金収入×0.85－58万5,000円	年金収入×0.85－48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	年金収入×0.95－145万5,000円	年金収入×0.95－135万5,000円	年金収入×0.95－125万5,000円
	1,000万円以上	年金収入－195万5,000円	年金収入－185万5,000円	年金収入－175万5,000円
65歳未満 (S36.1.2以後)	130万円未満	年金収入－60万円	年金収入－50万円	年金収入－40万円
	130万円以上 410万円未満	年金収入×0.75－27万5,000円	年金収入×0.75－17万5,000円	年金収入×0.75－7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	年金収入×0.85－68万5,000円	年金収入×0.85－58万5,000円	年金収入×0.85－48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	年金収入×0.95－145万5,000円	年金収入×0.95－135万5,000円	年金収入×0.95－125万5,000円
	1,000万円以上	年金収入－195万5,000円	年金収入－185万5,000円	年金収入－175万5,000円

## ■所得金額調整控除の求め方

以下の条件に該当する給与所得者である場合に、一定の金額を、その者の給与所得の金額から控除します。

適用要件	① 給与等の収入金額が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合	② 給与所得と年金所得の両方の所得がある場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得者本人が特別障害者に該当する者</li> <li>・年齢23歳未満（平成15年1月2日以後生）の扶養親族を有する者</li> <li>・同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者である者</li> </ul>	給与所得金額と公的年金等に係る雑所得金額の合計額が10万円を超える者
所得金額調整控除額	{給与収入(※1)－850万円}×0.1 ※1 1,000万円超の場合は1,000万円	{給与所得金額(※2)＋公的年金等に係る雑所得金額(※2)}－10万円 ※2 10万円超の場合は10万円

①と②の両方に該当する場合は、①を適用した後の給与所得の金額から②を控除します。

## ■寄附金控除

寄附金控除を受けるには「寄附金の受領書」等の提出が必要です。

基本控除額の対象寄附金	①都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税） ②埼玉県共同募金会に対する寄附金（総務大臣の承認を受けたもの） ③日本赤十字社埼玉県支部に対する寄附金（総務大臣の承認を受けたもの） ④（1）埼玉県、（2）鳩山町の条例により指定された寄附金
特例控除額の対象寄附金	都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）
基本控除額の計算	(寄附金－2,000円)×10%を町・県民税所得割額から税額控除（町民税6%、県民税4%） 寄附金は総所得金額の30%が上限
特例控除額の計算	(寄附金－2,000円)×(90%－寄附者の所得税率※×1.021)を町・県民税所得割額から税額控除 町・県民税所得割額の20%が上限
適用額	2,000円を超える寄附金

※この場合の所得税の税率は、町・県民税の課税所得金額から人的控除差調整額を差し引いた金額により求めた所得税率となります。

鳩山町役場 税務会計課 賦課担当

電話 049-296-5892（直通）

申告が不要な方でも、所得・課税証明書等を発行するために前年度に町・県民税申告書を提出された方には、この申告書をお届けしています。

<b>【収入金額等・所得金額】</b> 申告書の「1収入金額等」にア～シの収入金額を、「2所得金額」に①～⑩の所得金額を記入	
<b>事業所得 (営業等) ア、① (農業) イ、②</b>	種 目…製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業や、農業から生ずる所得 ※ <b>営利性、有償性を有し、反復継続している事業である必要があります。</b> 収入金額…前年中に収入することが確定した金額 必要経費…その収入を得るために直接要した費用 <b>※経費だけの申告はできません。</b>
<b>不動産所得 ウ、③</b>	種 目…貸家、貸事務所、アパートなどの不動産の貸付等による所得 収入金額…前年中に収入することが確定した金額 必要経費…その収入を得るために直接要した費用
<b>利子所得 エ、④</b>	種 目…公債、社債、預貯金などの利子 収入金額…所得税の源泉分離課税の対象とならないもの
<b>配当所得 オ、⑤</b>	種 目…株式や出資の配当など 収入金額…前年中に収入することが確定した金額 ただし、無記名の公社債などの利子は、支払いを受けた年の収入金額
<b>給与所得 カ、⑥</b>	種 目…給料、賃金、賞与、 <b>町委嘱の委員報酬</b> などによる所得 収入金額…前年中に収入することが確定した金額で、手取額ではなく所得税を源泉徴収する前の金額 なお、所得金額は、P.4「 <b>■給与所得の求め方</b> 」を参照
<b>雑所得 (公的年金等) キ、⑦</b>	種 目…国民年金、厚生年金等による所得 ※遺族年金、障害年金は課税計算の対象外です。 収入金額…前年中に収入することが確定した金額で、手取額ではなく所得税を源泉徴収する前の金額 なお、所得金額は、P.4「 <b>■公的年金等所得の求め方</b> 」を参照
<b>雑所得 (業務) ク、⑧ (その他) ケ、⑨</b>	種 目(業務) …報酬、原稿料、シルバー配分金などの所得 種 目(その他) …生命保険の個人年金、暗号資産取引などの所得 収入金額…前年中に収入することが確定した金額 必要経費…その収入を得るために直接要した費用
<b>総合譲渡所得 コ・サ、⑩</b>	種 目…ゴルフ会員権、貴金属、機械などの資産の譲渡による所得 ※譲渡資産の取得から譲渡までの保有期間により短期(5年以内)と長期(5年超)に分けられます。 収入金額…前年中に収入の確定した金額(売却代金で未収金及び現物収入も含まれます。) 必要経費…譲渡した資産の取得費や所得を得るために支払った経費
<b>一時所得 シ、⑪</b>	種 目…生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金など 収入金額…前年中に収入の確定した金額 必要経費…所得を得るために支払った経費

**【所得から差し引かれる金額】**(⑩～⑫については、令和7年12月31日の現況)(所得税と計算が異なるものがありますのでご注意ください。)  
申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」にそれぞれの内訳を、「4所得から差し引かれる金額」に算出された控除金額を記入

<b>社会保険料控除 ⑬</b>	本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、任意継続保険料等を前年中に支払った場合、その全額が控除額となります。 ※生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から天引きされている保険料は含めることはできません。なお、国民健康保険税等で、本人の口座振替によりその保険料を支払った場合には、対象となります。																																								
<b>小規模企業共済等掛金控除 ⑭</b>	前年中に本人が支払った小規模企業共済掛金、個人型確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額。																																								
<b>生命保険料控除 ⑮</b>	前年中に支払った保険料や掛金がある場合。(最高限度額 70,000円)																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年間の支払金額</th> <th>控除額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">旧契約</td> <td>一個一般生命保険料</td> <td>～15,000円</td> <td>支払額と同額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払額÷2+7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払額÷4+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001円～</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">それぞれ35,000円、合計70,000円が限度額</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">新契約</td> <td>区分</td> <td>年間の支払金額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>一個介護生命医療保険料</td> <td>～12,000円</td> <td>支払額と同額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額÷2+6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払額÷4+14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,001円～</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">それぞれ28,000円、合計70,000円が限度額</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧契約…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 新契約…平成24年1月1日以降に締結した保険契約等 ※一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険ごとにそれぞれ計算します。 ※一般生命保険と個人年金保険については、旧契約と新契約の両方の支払額がある場合は、旧契約と新契約の控除額を合算した金額(上限額は新契約での28,000円)と、旧契約のみで計算した控除額を比較して大きい方が控除額となります。 ※一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除額を合算した控除額の上限は70,000円です。</p>	区分	年間の支払金額	控除額	備考	旧契約	一個一般生命保険料	～15,000円	支払額と同額		15,001円～40,000円	支払額÷2+7,500円		40,001円～70,000円	支払額÷4+17,500円		70,001円～	一律 35,000円	限度額	それぞれ35,000円、合計70,000円が限度額			新契約	区分	年間の支払金額	控除額	一個介護生命医療保険料	～12,000円	支払額と同額		12,001円～32,000円	支払額÷2+6,000円		32,001円～56,000円	支払額÷4+14,000円		56,001円～	一律 28,000円	限度額	それぞれ28,000円、合計70,000円が限度額	
区分	年間の支払金額	控除額	備考																																						
旧契約	一個一般生命保険料	～15,000円	支払額と同額																																						
		15,001円～40,000円	支払額÷2+7,500円																																						
		40,001円～70,000円	支払額÷4+17,500円																																						
		70,001円～	一律 35,000円																																						
限度額	それぞれ35,000円、合計70,000円が限度額																																								
新契約	区分	年間の支払金額	控除額																																						
	一個介護生命医療保険料	～12,000円	支払額と同額																																						
		12,001円～32,000円	支払額÷2+6,000円																																						
		32,001円～56,000円	支払額÷4+14,000円																																						
		56,001円～	一律 28,000円																																						
限度額	それぞれ28,000円、合計70,000円が限度額																																								
<b>地震保険料控除 ⑯</b>	前年中に支払った地震保険料や長期損害保険料がある場合。(上限額25,000円)																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保険料の支払金額</th> <th>控除額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料</td> <td>～50,000円</td> <td>支払額÷2</td> <td rowspan="5">※地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれ計算した控除額を合算します。(上限25,000円) ※1つの契約で、地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払った場合は、いずれか一方のみが控除の対象となります。</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>一律25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害保険料</td> <td>～5,000円</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払額÷2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>一律10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	保険料の支払金額	控除額	備考	地震保険料	～50,000円	支払額÷2	※地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれ計算した控除額を合算します。(上限25,000円) ※1つの契約で、地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払った場合は、いずれか一方のみが控除の対象となります。	50,001円～	一律25,000円	旧長期損害保険料	～5,000円	支払額の全額	5,001円～15,000円	支払額÷2+2,500円	15,001円～	一律10,000円																							
区分	保険料の支払金額	控除額	備考																																						
地震保険料	～50,000円	支払額÷2	※地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれ計算した控除額を合算します。(上限25,000円) ※1つの契約で、地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払った場合は、いずれか一方のみが控除の対象となります。																																						
	50,001円～	一律25,000円																																							
旧長期損害保険料	～5,000円	支払額の全額																																							
	5,001円～15,000円	支払額÷2+2,500円																																							
	15,001円～	一律10,000円																																							

<b>寡婦控除 ひとり親控除 ⑰～⑱</b>	本人が以下の条件に該当する場合、ひとり親控除又は寡婦控除が適用されます。										
	区分	条件								控除額	
	ひとり親控除	現に婚姻しておらず、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下で他の者の扶養親族でない者)を有し、合計所得金額が500万円以下の者に適用								30万円	
<b>障害者控除 ⑳</b>	寡婦控除(本人が女性のみ)	「ひとり親」に該当せず、次のいずれかの要件に該当する者に適用 ①夫と離婚し再婚していない方で、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下 ②夫と死別し再婚していない又は夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下								26万円	
	※ひとり親控除・寡婦控除ともに、本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合(住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある等)は対象外となります。										
<b>勤労学生控除 ㉑</b>	本人が勤労学生である場合。 控除額:26万円 前年中の合計所得金額の合計額が85万円以下、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下である場合										
<b>障害者控除 ㉒</b>	本人、同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)又は扶養親族(16歳未満の方を含む)が障害者の場合、下表の区分に応じて控除されます。										
	区分	障害の程度								控除額	
	普通障害	障害者手帳等をお持ちで、下記「特別障害」に該当しない方								26万円	
<b>配偶者(特別)控除 ㉓～㉔</b>	特別障害	・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A・A ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・戦傷病者手帳特別項症～第3項症 ・市町村長等に特別障害者と認定された方、継続して6ヶ月以上身体の障害により常時寝たきりで介護を受けなければ日常生活ができない方 ※認定書をご用意ください。								30万円	
	同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)又は扶養親族(16歳未満の方を含む)が特別障害者に該当し、かつ本人、配偶者その他生計を一にする親族と同居している場合									53万円	
<b>配偶者(特別)控除 ㉓～㉔</b>	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の合計所得金額が58万円以下の場合には配偶者控除が、133万円以下の場合には配偶者特別控除が、下表の区分に応じて控除されます。 ※本人の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合、控除対象とはなりません。配偶者の氏名等を記入し「 <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」にチェックしてください。										
	本人の合計所得金額	配偶者の合計所得金額									
		58万円以下		58万超～100万以下	100万超～105万以下	105万超～110万以下	110万超～115万以下	115万超～120万以下	120万超～125万以下	125万超～130万以下	130万超～133万以下
		S31.1.2以降生まれ	S31.1.1以前生まれ								
	配偶者控除額		配偶者特別控除額								
900万円以下	33万円	38万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	
900万超950万円以下	22万円	26万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
950万超1,000万円以下	11万円	13万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
<b>扶養控除 ㉕</b>	本人と生計を一にする16歳以上の親族等(配偶者及び事業専従者を除く。)の合計所得金額が58万円以下の場合、下表の区分に応じて控除されます。なお、16歳未満の扶養親族についても、㉖の欄に氏名等をご記入ください。 別居の扶養親族がいる場合には裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」の欄をご記入ください。										
	区分	扶養親族の生年月日								控除額	
	一般扶養	昭和31年1月2日～平成15年1月1日、平成19年1月2日～平成22年1月1日								33万円	
<b>特定親族特別控除 ㉖</b>	老人扶養	昭和31年1月1日以前								38万円	
		老人扶養親族のうち、本人又は本人の配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で、本人又は本人の配偶者のいずれかと同居している場合								45万円	
<b>特定親族特別控除 ㉖</b>	※16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象にはなりません。非課税判定や各種手当に影響があります。										
	特定扶養	特定扶養親族の合計所得金額									
		58万円以下	58万超～85万以下	85万超～90万以下	90万超～95万以下	95万超～100万以下	100万超～105万以下	105万超～110万以下	110万超～115万以下	115万超～120万以下	120万超～123万以下
平成15年1月2日～平成19年1月1日	特定扶養親族	特定親族特別控除									
	45万円	45万円			41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円	
<b>基礎控除 ㉗</b>	本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下表の区分に応じて控除されます。										
<b>雑損控除 ㉘</b>	合計所得金額	2,400万円以下		2,400万円超2,450万円以下		2,450万円超2,500万円以下		2,500万円超			
	控除額	43万円		29万円		15万円		0円			
<b>医療費控除(セルフメディケーション税制) ㉙</b>	前年中に災害や盗難、横領によって住宅や家財等に損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)をした場合、次のいずれか多い金額が控除されます。 ・(損害金額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等の10%) ・災害関連支出－5万円										
	本人や生計を一にする配偶者その他親族のために前年中に医療費を支払った場合、以下の計算式で計算された控除額が控除されます。 ・医療費控除:(支払った医療費－保険金などで補てんされる金額)－(「10万円」又は「総所得金額等の5%」のいずれか少ない金額) ※医療費控除の明細書が必要です。 ・セルフメディケーション税制による医療費控除:(スイッチOTC医薬品等購入費－保険金などで補てんされる金額)－1万2千円 ※セルフメディケーション税制による医療費控除の明細書が必要です。										